

倫理規定

合同会社 irisonline 倫理規定

制定：2020年2月10日

合同会社 irisonline（以下、「当社」とする）は、当社コミュニケーター（以下、「ひまわりさん」とする）が提供するおしゃべりクラブ「ひまわり」の品質を保ち、クライアントの基本的な人権を尊重し、その幸福と健康・福祉の増進、社会貢献を目的として倫理規定を策定する。ひまわりさんはこの目的に添うよう、一人の社会人としての良識を保持するよう努め、その社会的責任および道義的責任を自覚し、以下の規定を遵守する義務を負う。

第1条（おしゃべりに対する責任）

- 1 ひまわりさんは、おしゃべりを計画・構成する責任を持ち、自らの職務の及ぼす結果に責任を持たなければならない。職務の遂行に際しては、クライアント等の人権尊重を第一義と心得、自分の私利私欲を満たす行為があってはならない。
- 2 おしゃべりという名のもとに医療行為および医療類似行為を行ったり、それと誤解されるような表現をしてはならない。また、宗教やスピリチュアルと混在させたサービスを提供してはならない。
- 3 職務の遂行は適切な場所、時間で行わなければならない。さらに、クライアントが安心しておしゃべりできるような環境づくりをしなければならない。
- 4 おしゃべりクラブに関係することである限り、クライアントを放棄したり無視したりしてはならない。
- 5 ひまわりさんの職務範囲を超えるものについては、クライアントの同意を得て、速やかに、当社まで報告しなければならない。

第2条（守秘義務）

- 1 ひまわりさんは、職務上知り得たクライアントおよび関係者の個人情報および相談内容に関しては、個人情報保護法その他の各種法令に準じ、細心の注意をもってその秘密保持に努めなければならない。他人、公共の場所に資料を提供するときは、必ず必要な匿名化を行うとともに、クライアント本人の同意を得なければならない。
- 2 ホームページやブログ、ツイッター等の SNS 等には、クライアント本人の同意がない限り、掲載してはならない。

3 第1項及び前項については、クライアントあるいは他の人の生命に危険が及ぶ等、緊急な事態にあると判断される場合や、法による定めがある場合は、この限りではない。

4 おしゃべりの内容については、客観的かつ正確に記録しておかなければならず、かつ厳重に保管しなければならない。原則としておしゃべりの終結日より5年間保管とし、クライアントから情報開示を求められた場合には、原則として応じるものとする。

5 第2条、守秘義務は当社ひまわりさんの資格失効後も有効に存続する。

第3条（個人的関係や二重関係の回避等のクライアントとの関係性）

1 ひまわりさんは、ひまわりさんとしての判断を損なう危険性あるいはクライアントの利益が損なわれる可能性を考慮し、クライアントとの間で家族的、政治的、金銭的等の個人的関係、およびビジネス的關係等を回避するよう努めなければならない。

2 クライアントに対して、個人的関係に発展する期待を抱かせるような言動（個人的会食、業務以外の金品の授受、贈答および交換並びに自らの個人情報についての過度の開示等）を慎まなければならない。

3 クライアントとの間で性的親密性を持つてはならない。

4 クライアントを差別したり、ハラスメント行為をしたり、自らの価値観を強制したり、ひまわりさんとしての地位を他の目的に利用したりしてはならない。

第4条（ひまわりさんとしての責任）

1 ひまわりさんは、知識・技術の範囲と限界について、深い理解と自覚を持ち、その範囲内においておしゃべりを行うこと。

2 おしゃべりを提供する時は、「ひまわり」に所属するひまわりさんであることを明確に述べること。

3 ひまわりさんとしての知識・技術を研鑽し、高度の技能水準を保つように努めなければならない。そのために、常に学ぶ姿勢を維持し、新たな情報を吸収し、自己研鑽に努めるとともに、研修資料や周知の内容を熟知する責務を自覚すること。

4 自分自身の専門的知識および技術を誇張したり、虚偽の情報を他者に提供したりしないこと。

5 自らの影響力や私的欲求を常に自覚し、クライアントの信頼感や依存心を不当に利用しないように留意すること。

6 心身の健康のバランスを保つとともに、自分自身の個人的な問題が職務に影響を及ぼしやすいことを自覚し、常に自分の状態を把握するよう努めること。

8 関係する各種法令を遵守すること。

第5条（調査・研究）

- 1 ひまわりさんが、おしゃべりに関する調査・研究を行う際は、クライアントや関係者の心身に不必要な負担をかけたり、苦痛や不利益をもたらしてはならない。
- 2 調査・研究は当社の承認を得たうえで行うこと。その際のクライアント本人の同意は当社指定の書面または電磁的記録を以て行い、当社にて保管する。

第6条（倫理の遵守と報告の義務）

- 1 ひまわりさんは、本倫理規定を十分に理解し、違反することがないように、相互の間で常に注意しなければならない。
- 2 ひまわりさんとして不適当と考えられるような活動や言動に接した時には、当社から該当者に自覚を促す。また、知識・技術・倫理観および言動等において、当社ひまわりさんとしての資質に欠ける場合、または資質向上の努力を怠っている場合には是正勧告を行う。
- 4 第1項及び前項に違反する者に対し、是正勧告を繰り返しても改善が見られない場合、除名を含む処分を行うことができる。

第7条（倫理規定の変更）

当社は、必要と判断される場合、本規定を変更することがある。